

第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託公募型プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき参加申込書及び提案書類を提出した参加者に限る。

なお、参加申込書及び提案書類を提出した参加者が1者の場合でも本プロポーザル方式の審査は行う。

2. 審査の方法

(1) 志摩市が設置した「第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託公募型プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)が参加者の審査を行う。

(2) 評価項目、配点、評価基準は、別紙のとおりとする。

(3) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。

(4) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し(小数点第二位以下切捨)、その合計を総得点とする。

(5) (4)により算出した総得点が最も高い参加者を受託候補者として決定する。ただし、総得点が満点の6割以上であることを条件とする。

なお、総得点が同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。見積額も同じ場合は、委員長の決するところとする。

(6) 参加者が1者の場合にあっても、総得点が満点の6割以上であれば、受託候補者に決定する。

3. ヒアリング審査等

(1) 提案書類、ヒアリング等によって、審査を実施する。

(2) 見積書合計額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。

(3) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。

①提案書類について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

②提案書類の提案内容に虚偽がある場合

③ヒアリング審査を欠席した場合又は指定時間に遅刻した場合

④参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

(4) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。

①参加者の使用する機材等の準備 5分以内

②参加者からの提案書類に関する概要説明 15分以内

③委員会から参加者へのヒアリング 15分以内

④参加者の使用した機材等の撤去 5分以内

⑤参加者の出席人数は3人以内とし、「様式B 業務実施体制調書」で報告があった者とする。説明にあつては、統括責任者が行う。

⑥提案書類の差替え又は追加資料の提示及び配付は認めない。ただし、液晶プロジェクター等の投影装置を使用し、提案書類に記載された内容を補足説明することは認める。

この場合、スクリーン及び電源は市が用意するが、それ以外の必要機器(パソコン、プロジェクター、ケーブル類等)は参加者が持参すること。

⑦企業名、個人名等の判別又は推測ができるものを会場へ持ち込まないこと。また、企業名、個人名等の判別又は推測ができる言動をしないこと。

⑧ヒアリング審査の順番は、提案書を受け付けた順に実施するものとする。

(5) ヒアリング審査の詳細(会場、時間等)については、後日、各参加者へ電子メールで通知する。

(6) 審査結果は、ヒアリング審査を受けたすべての参加者に通知する。

第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託事業者候補選定にかかる評価項目・審査基準

評価項目	評価基準	配点	参考資料
企画提案 (50点)	本業務の目的を達成するための実施手順や取り組み方法、及び日程の実現性、効率性は妥当であるか。 (極めて良好10点、良好8点、普通5点、やや不十分3点、不十分1点)	10	業務工程表 (任意様式)
	本業務を深く理解し、志摩市の実状を十分に把握・分析した提案内容であるか。 (極めて高い10点、高い8点、中位5点、やや低い3点、低い1点)	10	企画提案書 業務概要図 ・イメージ図
	国・県の動向や指針等を踏まえた内容で提案されているか。 (極めて高い10点、高い8点、中位5点、やや低い3点、低い1点)	10	企画提案書 業務概要図 ・イメージ図
	志摩市における、これまでの男女共同参画推進プランの進捗状況を評価・分析し、将来を見据えた事業計画について提案されているか。 (極めて高い10点、高い8点、中位5点、やや低い3点、低い1点)	10	企画提案書 業務概要図 ・イメージ図
	提案内容が、実効性のある計画策定につながるような内容であるか。 (極めて高い10点、高い8点、中位5点、やや低い3点、低い1点)	10	企画提案書 業務概要図 ・イメージ図
業務実績 (10点)	男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画を策定した実績(策定期間は問わない。) 1件につき1点	10	業務実績について (様式第1号)
業務実施体制 (15点)	<統括責任者> 過去5年間(令和3年度から令和7年度)に男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画の策定件数が 3件(5点) 2件(3点) 1件(1点) 0件(0点)	5	業務実施体制調書 (様式B)
	<主任担当者> 過去5年間(令和3年度から令和7年度)に男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画の策定件数が 3件(5点) 2件(3点) 1件(1点) 0件(0点)	5	
	<担当者> 統括責任者、主任担当者を補佐できる人員配置になっているか。 (良好5点、普通3点、不十分1点)	5	
参考見積	提示した業務規模とかけ離れている場合、予算額を超えている場合、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合は、選定しない。	選定不可	参考見積書
プレゼンテーション (25点)	提案書類の内容をよく補完して説明しているか。 (良好5点、普通3点、不十分1点)	5	
	説明が簡素でわかりやすく、質問に対して正確・迅速に回答しているか。 (良好5点、普通3点、不十分1点)	5	
	本市の要望に応え、積極的に取り組む意欲が感じられるか。 (良好5点、普通3点、不十分1点)	5	
	当該業務を実施する上での課題や問題点が把握されているか。 (極めて高い10点、高い8点、中位5点、やや低い3点、低い1点)	10	
合計		100点	